

指宿市ウェルカム移住支援金交付要綱

令和5年4月1日 指宿市告示第91号

一部改正 令和7年4月1日 指宿市告示119号

一部改正 令和8年4月1日 指宿市告示57号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住の促進を図ることを目的に、予算の範囲内において、指宿市ウェルカム移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、指宿市補助金等交付要綱（平成18年指宿市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市外から市内に転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 定住 5年を超える期間継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民票に記載されている住所を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 転入 転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。
ただし、本市から転出し、転出日の翌日から起算して2年を経過しない再転入及び転勤等による一時的な転入は転入とみなさない。

(交付対象者及び支援金の種類)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。ただし、指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第2号に該当する者は除く。

- (1) ウェルカムいぶすき孫ターン支援金 次のアからウまでの全てを満たす者とする。ただし、定住準備金（指宿市お試し滞在サポート事業補助金交付要綱（平成29年指宿市告示第27号の8）第3条第2号に規定する定住準備金をいう。以下同じ。）と併用して申請することはできない。

ア 世帯全員の本市に住所を定めた日（以下「住定日」という。）が令和5年4月1日以後で、かつ、定住する意思をもって転入する者

イ 世帯主又はその配偶者（指宿市パートナーシップ宣誓制度の宣誓者を含む

。以下同じ。)の祖父母のいずれかが、申請しようとする世帯全員の住定日の前に、本市の住民基本台帳に記録されている者

ウ 過去にこの告示による支援金の交付を受けたことがない者

(2) ウェルカムいぶすき嫁・婿ターン支援金 次のアからオまでの全てを満たす者とする。ただし、定住準備金及び前号の支援金と併用して申請することはできない。

ア 世帯全員の住定日が令和5年4月1日以後で、かつ、定住する意思をもって転入する者

イ 申請日時点において、世帯主及び配偶者が同一の世帯にいる者

ウ 世帯主又は配偶者の住定日時点の年齢が50歳未満である者

エ 世帯主又は配偶者の父母のいずれかが、申請しようとする世帯全員の住定日の前に、本市の住民基本台帳に記録されている者

オ 過去にこの告示による支援金の交付を受けたことがない

(支援金の額)

第4条 支援金の額は別表第1のとおりとし、支援金の交付は指宿商工会議所又は菜の花商工会が発行する地域商品券の引換券を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 申請しようとする世帯主又は配偶者(以下「申請者」という。)は、住定日の翌日から起算して1年以内に、指宿市ウェルカム移住支援金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

この場合において、世帯に属する者の住定日が異なる場合は、先に転入した者の住定日の翌日から起算するものとする。

(1) 誓約書(第2号様式)

(2) 承認・同意書(第3号様式)

(3) 家系図(任意様式)

(4) 住民票(続柄の記載があるもの)及び戸籍の附票等(転入日から起算して過去2年間の住所が記載された書類)の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、内容を審査し、及び必要

に応じて調査を行い、交付の条件に適合すると認めるときは、支援金の交付決定及び額の確定を行い、指宿市ウェルカム移住支援金交付決定及び額の確定通知書（第4号様式）により、当該申請者等に通知し、併せて地域商品券引換券（第5号様式。以下「引換券」という。）を交付するものとする。

（引換券の引換期間）

第7条 引換券の引換期間は、市長が定める期間とし、引換券に記載するものとする。

（引換券の引換場所及び引換方法）

第8条 引換券の引換場所は、引換券に記載のある場所とし、支援金の交付決定を受けたものは、前条に規定する引換期間に当該引換券を引換場所の窓口に提出すること。

（支援金の返還等）

第9条 市長は、支援金の交付を受けたもの（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 受給者が住定日の翌日から起算して5年以内に他の市区町村に転出することとなったとき。

(2) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

2 前項の規定により支援金の返還の決定を受けた者は、返還金を一括で返還しなければならない。ただし、返還者にやむを得ない特別な事由があると市長が認めるときは、分割で返還することができるものとする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する者について、支援金の返還を決定したときは、指宿市ウェルカム移住支援金返還命令書（第6号様式）により通知するものとする。

4 第1項に規定する返還金の額は、交付された支援金の額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とし、現金で返還するものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	条件	支援金の額
ウェルカムいぶすき孫ターン支援金	1世帯当たり	10万円
ウェルカムいぶすき嫁・婿ターン支援金	1世帯当たり	10万円

別表第2（第9条関係）

転入していた期間	返還金の割合
1年未満	5分の5
1年以上2年未満	5分の4
2年以上3年未満	5分の3
3年以上4年未満	5分の2
4年以上5年未満	5分の1

第1号様式（第5条関係）

指宿市ウェルカム移住支援金交付申請書

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

指宿市ウェルカム移住支援金の交付を受けたいので、指宿市ウェルカム移住支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 10万円
- 2 住 定 日 年 月 日
- 3 支援金の種類
 ウェルカムいぶすき孫ターン支援金
 ウェルカムいぶすき嫁・婿ターン支援金
- 4 交付を希望する地域商品券の種類と引換場所（いずれか一つを選択）
 指宿市共通商品券（引換場所：指宿商工会議所）
 ツマベニ商品券（引換場所：菜の花商工会 山川本所・開聞支所）

5 世帯の状況

続柄	氏名	生年月日及び年齢	勤務先，学年等
世帯主		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
転入前の住所			

6 申請事項

私（申請者）及び世帯員の全ては、市税の滞納はありません。また、指宿市暴力団排除条例第1条第1号及び第2号のいずれにも該当しません。

7 同意事項

私（申請者）及び世帯員の全ては、住所の履歴及び市税の納付状況について、担当者が関係当局に報告を求めることに同意します。

※添付書類

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 承認・同意書（第3号様式）
- (3) 家系図（任意様式）
- (4) 住民票（続柄の記載があるもの）及び戸籍の附票等（住定日から起算して過去2年間の住所の履歴が記載された書類）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

誓約書

私は、指宿市の住民として定住の意思をもって居住します。ただし、指宿市ウェルカム移住支援金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第4項に規定する金額を返還します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

指宿市長 様

第3号様式（第5条関係）

承認・同意書

住所

氏名

指宿市ウェルカム移住支援金の申請に当たり、上記の者は私の（孫・子）であることを認めます。

また、指宿市ウェルカム移住支援金交付要綱第3条第1号又は同条第2号該当の確認のため、私及び世帯員の全ては、市内居住の状況等について、市担当者が調査を行うことに同意します。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

印

指宿市長 様

第4号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市ウェルカム移住支援金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった指宿市ウェルカム移住支援金については、次のとおり交付することを決定し、併せて額を確定したので通知します。

1 交付決定及び確定額 10万円

2 交付条件

- (1) 支援金は指宿商工会議所又は菜の花商工会が発行する地域商品券の引換券をもって支給するものとする。
- (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じること。
- (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- (4) 支援金の交付に係る書類は、5年間保存すること。
- (5) 指宿市ウェルカム移住支援金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還すること。

3 却下の理由（交付却下の場合）

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長

印

指宿市ウェルカム移住支援金

地域商品券引換券

1. 商品券の額 10万円

2. 引換場所

3. 引換期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 商品券の有効期限

商品券に記載されている期限（引換期間の開始日から6か月）

5. 商品券受領

受領日： 年 月 日

受領者署名（直筆）：

※交付決定者本人でない場合：続柄（ ）

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長

印

指宿市ウェルカム移住支援金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日に交付した指宿市ウェルカム移住支援金について、下記のとおり交付した支援金の一部（全部）を取り消し、返還することを命ずる。

記

- 1 返還の理由
- 2 支援金交付額 10万円
- 3 返還金の額 円
- 4 返還の期限 年 月 日